

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（橋りょう）
発生日時	平成29年5月2日 16時40分ごろ
発生場所	徳島県海陽町 ^{ししくい} 穴喰港付近の穴喰大橋 穴喰港南防波堤灯台から真方位261°390m付近 （概位 北緯33°33.7′ 東経134°18.5′）
事故の概要	ヨット ^{うなきか} 海坂は、西進中、マスト上部が橋りょうに衝突した。
事故調査の経過	平成29年5月2日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット 海坂、8.5トン
船舶番号、船舶所有者等	280-32351千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 マスト上部に破損等 穴喰大橋 情報ボックス管路の添架材に曲損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、徳島県日和佐町日和佐港へ向けて同港南東方沖を北西進していたところ、天候不良となったので、目的地を変更して穴喰港に入港した後、港奥側へ向けて西進中、マスト上部が穴喰大橋に衝突した。 船長は、本事故時、初めて穴喰港に入港するので、事前に航海用電子参考図により水路調査を行っていたものの、穴喰大橋の存在に気付かなかった。
分析	本船は、穴喰港内を西進中、船長が、事前に水路調査を行っていたものの、穴喰大橋の存在に気付いていなかったことから、同橋の下を通航し、マスト上部が同橋に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、穴喰港内を西進中、船長が、事前に水路調査を行っていたものの、穴喰大橋の存在に気付いていなかったため、同橋の下を通航し、マスト上部が同橋に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水路調査を行う際は、橋りょう等の施設も確認すること。